

若者の採用などに積極的な中小企業が使える 認定マークのデザイン・愛称を募集します！

10月13日
締切！

厚生労働省は、若者と企業とのマッチングを促進することなどを目的とした「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下、「若者雇用促進法」）（※1）に基づき、**若者の採用や育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業**に認定を与えます。この認定を受けた中小企業が使える認定マークのデザインと愛称を募集します。

◆若者をめぐる雇用の状況◆

若者の採用・育成に積極的な中小企業が各地域に存在するにもかかわらず、その職場の実態が若者には十分に伝わらず、また、若者にとっても、そのような企業の情報を入手しにくいことが、中小企業への就職が進まない一因となっています。



若者の採用・育成に積極的に取り組み、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業に対して、情報発信を後押しすることで、この企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者と優良な中小企業とのマッチング向上を図ります。

認定マークはこのように使われます

認定を受けた企業は、認定マークを、商品、広告などに使用することができます（※2）。この認定マークは、この企業が、若者雇用促進法で定める認定基準（※2）を満した結果、認定を受けた優良企業であるということを対外的に明らかにするものです。

認定マークの使用イメージ



- ※1 適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に講じることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、関係法律についての所要の整備などを行う法律。
- ※2 認定表示を使用することができる商品などや認定基準の要件については、今後省令で規定。

募集要項

| | |
|-----------|---|
| 1 募集内容 | <p>①若者雇用促進法に基づき、認定を受けた事業主を表す認定マーク</p> <p>②若者雇用促進法に基づき、認定を受けた事業主を表す愛称</p> <p>どちらも、若者が安心して前向きに働き続けられるような明るいイメージのある、分かりやすく親しみやすい作品を募集します。①と②の同時応募、①または②のどちらかのみのお応募も可能です。</p> |
| 2 応募締切 | 平成27年10月13日（火）必着 |
| 3 応募資格 | 特になし。どなたでも応募できます。 |
| 4 応募方法 | <p>応募作品については、応募用紙1枚につき1作品を記入し、作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号を記載の上、電子メールまたは郵送で送付してください。</p> <p>◆電子メールの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送付先 jyakunen@mhlw.go.jp ・ 送付メールのタイトルは「認定マーク・愛称応募」としてください。 <p>◆郵送の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送付先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 若年者雇用対策室 認定マーク・愛称事務局 宛 <p>なお、応募の際の各種規定などは下記URLをご参照ください。</p> |
| 5 応募作品 | <ul style="list-style-type: none"> ◆応募作品数は、1人何点でも可能です。 ◆ご自身で作成した未発表の作品に限ります。 ◆応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。 ◆認定マーク・愛称の作成と応募に掛かる費用は、応募者の負担となります。 ◆他の作品の模倣と認められる場合、類似と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す場合があります。 |
| 6 著作権など | <ul style="list-style-type: none"> ◆選定された作品の著作権（翻案権等（著作権法27条）及び二次的著作物の利用に関する原著者の権利（同28条）を含む）など一切の権利は、厚生労働省に帰属します。 ◆選定された作品に関する著作権譲渡契約書や著作権譲渡登録のために必要な書類に署名・捺印することに同意いただきます。 ◆選定された作品に関する著作者人格権を行使しないことに同意いただきます。 ◆応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがあります。 |
| 7 選定作品の発表 | <ul style="list-style-type: none"> ◆認定マーク、愛称それぞれ1作品を選定します。 ◆採用された作品については、平成27年11月以降に応募者に連絡します。採用された方には、記念品を贈呈します。なお、賞金はありません。 ◆選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定です。 |
| 8 お問い合わせ先 | 厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課 若年者雇用対策室 電話番号 03-5253-1111（内線5331） |

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095644.html>